会社法第791条第1項及び第801条第3項に定める事後備置書類

（吸収分割に係る事後開示事項）

2021年8月1日

吸収分割会社　　東京ガスｉネット株式会社

吸収分割承継会社　　東京瓦斯株式会社

2021年8月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役　内田高史

東京都港区浜松町二丁目3番1号
東京ガスｉネット株式会社
代表取締役　鴫谷あゆみ

東京ガスｉネット株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び東京瓦斯株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2021年5月19日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2021年8月1日を効力発生日として、分割会社を吸収分割会社とし、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。
本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1.　吸収分割が効力を生じた日

2021年8月1日をもって効力を生じております。

2.　分割会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

分割会社の株主は承継会社のみのため、会社法第784条の2の規定に基づき、本吸収分割をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

分割会社の株主は特別支配会社である承継会社のみのため、会社法第785条の規定による手続を実施しておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法787条の規定による手続を実施しておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2021年6月25日付官報において債権者に対する公告を行い、2021年6月22日付で知れている債権者に対する各別の催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、分割会社において会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第796条の2但書の規定により、承継会社の株主は本吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第797条第4項の規定に基づき、2021年6月25日付で電子公告を行いました。なお、本吸収分割は、承継会社において会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第797条第1項の規定に基づき株式買取請求を行うことができる株主はおりません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき2021年6月25日付官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である2021年8月1日をもって、分割会社から、本吸収分割契約書の定めに従い、同社の自動検針・集中監視サービス事業に関する権利義務の一部を承継いたしました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次の通りです。

承継資産額　　95百万円
承継負債額　　0円

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2021年8月2日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上